

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月30日（平成29年（行個）諮問第89号）

答申日：平成29年10月13日（平成29年度（行個）答申第114号）

事件名：本人の相談について特定職員が関係機関等へ指示連絡したこと及びその結果が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし4の文書に記録された保有個人情報につき、その一部を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年2月21日付け厚生労働省発基安0221第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示請求文書の作成及びその開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

国民からの苦情、意見そして相談その回答等は、その内容を記録することとなっているため。（資料1）（資料2）

（添付資料省略）

（2）意見書

ア そもそも、特定病院の診断書交付拒否事案の流れとして、厚労省安全衛生部計画課のA氏が真実を確認せずに、審査請求人に「診断書の交付についてはお互いの弁護士同士で話し合い調整中である」と発言したことから事実が始まっている。審査請求人は特定病院が診断書を交付してくれないので、厚労省計画課のA氏に監督行政庁として助けを求めたのである。それにより、虚偽の「ご連絡」という文書が審査請求人に送り着けられた事案なのである。（特定病院より送り着けられた文書の事）この文書をA氏の責任において訂正させる事を望んでいた。最初は親切に対応してくれていたものが、途中から「知らん」と梯子を外したものである。監督行政庁として大変に不誠実であるし、

信じられない行為であると思う。（要因の元が自身にあると認識していないのでは？）処理の仕方がまずいとして、特定行政評価事務所のBに「申し訳ない」と謝罪しているのではないか。同評価事務所では事実として記録が残っている。後に、関連する事案で個人情報審査会に提出する予定である。（機構が既に審査会に諮問をしているもの、まだ、審査請求人のところへは書類が廻ってきていない）

イ 厚労省の健康保険関係の下部組織では申告、相談したものについてはきちんと、文書に残し、その対応を取るようになってきている。もちろん、特定病院への対応部分については黒塗りとなっているが、審査請求人との会話等についてはきちんと、記録を残し、情報提供処理票を作成している。（添付資料）

ウ いずれにしても、厚労省の行政相談課では国民とのやり取りは法的根拠を明らかにしないと「記録に取らず」と言明しており、そのやり方が、労働基準局安全衛生部計画課の行政としての実務行為なのであろう。とても信じられぬ。

（その都度、法的根拠を説明するのであろう）

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求人」という。）は、平成29年1月26日付け（同月27日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「平成28年特定期間。1、請求人が厚労省安全計画課及び厚労大臣へ特定独立行政法人が診断書の交付拒否、その具体的理由及び連絡文書の任意訂正等について、相談、お願い（訂正のお願いを含む）を報告、連絡した事が解る記録文書一切。（時系列で良い）（以下、第3においては「対象保有個人情報1」という。）2、上記にて、計画課が関係機関等へ指導や訂正等のお願い、要請を指示連絡したもので、その結果が解る文書等一切。（時系列で良い）3、特定行政評価局との連絡があったことが解る内容文書。（記録）4、上記にて、その内容結果が解る文書等一切。（以下、第3においては、2ないし4を「対象保有個人情報2」という。）」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、対象保有個人情報1については、その全部を開示するとし、対象保有個人情報2については、作成・取得しておらず、これを保有していないため、不開示とするとして、平成29年2月21日付け厚生労働省発基安0221第1号により開示決定（原処分）を行ったところ、請求人は、対象保有個人情報2を保有していないとしたことを不服とし、平成29年2月28日付け（同年3月3日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、対象保有個人情報2は作成・取得しておらず、これを保有していないため、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 対象保有個人情報2の特定について

一般的に、寄せられた相談等について、組織として情報を共有する必要がある場合には、担当課において、相談者の氏名や相談内容等を記載した文書（以下「相談対応記録」という。）を作成する。

このため、対象保有個人情報2は、存在するとすれば、請求人に関する相談対応記録が該当すると判断した。

(2) 対象保有個人情報2の保有について

本件審査請求を受けて、請求人に関する相談対応記録の保有について、諮問庁として確認したところ、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課（以下「計画課」という。）に対して請求人から特定期間に複数回、電話等による相談等があったこと、また、これを受けて、計画課担当者が特定独立行政法人や特定行政評価事務所に連絡をしたことは認められたが、その内容が記載された相談対応記録は作成しておらず、また、特定独立行政法人等から文書を取得することもなかったとのことであった。

日々寄せられる相談等について、組織的に共有するために行政文書を作成するか、または関係部署・関係機関に電話等で情報を伝達して対応を終えるかは、相談等の内容に応じて担当者が判断するものである。

したがって、全ての相談等に行政文書が作成されることはなく、請求人に関する相談対応記録を作成しておらず、これを保有していないとする処分庁の説明は、何ら不自然・不合理ではない。

なお、本件審査請求に係る開示請求を受け、計画課において、念のため請求人に関する相談対応記録を探索したが、これを保有していないことを確認している。

以上のことから、対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とした原処分は諮問庁として是認できる。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、「国民からの苦情、意見そして相談その回答等は、その内容を記録することとなっているため。」と主張しているが、対象保有個人情報2を保有していないことについては上記3（2）のとおりである。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年5月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月19日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年9月21日 | 審議 |
| ⑤ | 同年10月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1ないし4の文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、このうち別紙の1の文書に記録された保有個人情報については、その全部を開示し、別紙の2ないし4の文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2ないし4の文書を作成し、開示するよう主張しており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 審査請求人は、国民からの苦情、意見そして相談その回答等は、その内容を記録することとなっているため、本件対象保有個人情報を作成し、開示するよう求めている。

(2) 諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件審査請求を受けて、審査請求人に関する相談対応記録の保有について、諮問庁として確認したところ、計画課に対して審査請求人から特定期間に複数回、電話等による相談等があったこと、また、これを受けて、計画課担当者が特定独立行政法人や特定行政評価事務所に連絡をしたことは認められたが、その内容が記載された相談対応記録は作成しておらず、また、特定独立行政法人等から文書を取得することもなかったとのことであった。

日々寄せられる相談等について、組織的に共有するために行政文書を作成するか、または関係部署・関係機関に電話等で情報を伝達して対応を終えるかは、相談等の内容に応じて担当者が判断するものである。

したがって、全ての相談等に行政文書が作成されることはなく、請求人に関する相談対応記録を作成しておらず、これを保有していないとする処分庁の説明は、何ら不自然・不合理ではない。

なお、本件開示請求を受け、計画課において、念のため請求人に関する相談対応記録を探索したが、これを保有していないことを確認してい

る。

- (3) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、相談対応記録の作成について、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

諮問庁が本件について、再度、担当課に確認したところ、次のとおりであった。

ア 別紙の2について

担当課は特定病院を運営する特定独立行政法人を所管しているが、個別の医療行為等に関する連絡については、事案に応じて特定独立行政法人本部に伝達し、当該本部から各施設に連絡し、各施設において確認、対応することとしている。

したがって、担当者は、審査請求人からの相談等の内容について、当該法人に電話連絡をし、取り次いだため、相談対応記録を作成していない。

イ 別紙の3について

特定行政評価事務所からの電話に対し、審査請求人及び特定独立行政法人とのやり取りについて説明したが、上記アと同様に、審査請求人の相談等の内容は、本質的に機構の問題であることから、組織的に情報を共有して対応することは必要ないと判断し、連絡等の記録を作成していない。

ウ 別紙に掲げる文書4について

上記ア及びイと同様の理由から、特段結果等についても、記録を作成していない。

エ 本件開示請求を受け、本件対象保有個人情報を探した範囲は、担当課の執務室内及び書庫である。

- (4) 上記(2)及び(3)の諮問庁の説明を踏まえると、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認でき、これを覆す事情も認められない。

そうすると、厚生労働省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、別紙の1ないし4の文書に記録された保有個人情報につき、その一部を保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 審査請求人が厚労省安全計画課及び厚労大臣へ特定独立行政法人が診断書の交付拒否，その具体的理由及び連絡文書の任意訂正等について，相談，お願い（訂正のお願いを含む）を報告，連絡した事が解る記録文書一切。
（時系列で良い）
- 2 上記にて，計画課が関係機関等へ指導や訂正等のお願い，要請を指示連絡したもので，その結果が解る文書等一切。（時系列で良い）
- 3 特定行政評価局との連絡があったことが解る内容文書。（記録）
- 4 上記にて，その内容結果が解る文書等一切。